

東総広域水道企業団情報セキュリティ基本方針

(目的)

第1条 東総広域水道企業団情報セキュリティ基本方針（以下「基本方針」という。）は、東総広域水道企業団（以下「企業団」という。）が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、企業団が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 基本方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 情報資産 次に掲げるものをいう。

ア ネットワーク、情報システム並びにこれらに関する設備及び電磁的記録媒体

イ ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）

ウ 情報システムの仕様書及びネットワーク構成図等のシステム関連文書

(2) 機密性 情報資産を利用する権限を有する者のみが当該情報を利用することができることをいう。

(3) 完全性 情報資産が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

(4) 可用性 情報資産を利用する権限を有する者が必要なときに利用することができることをいう。

(5) 情報セキュリティ 情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

(6) ネットワーク 電子計算機を相互に接続するための通信網及び構成機器（ハードウェア及びソフトウェアをいう。）で構成された仕組みをいう。

(7) 情報システム 電子計算機、ネットワーク及び電磁的記録媒体を用いて特定の業務を処理するための仕組みをいう。ただし、水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に規定する水道施設の監視又は操作のために用いるシステムを除く。

(8) アクセス ネットワーク及び情報システムに接続している電子計算機の利用を行うことをいう。

(9) インターネット接続系システム インターネットに接続された情報システ

ム及び当該情報システムで取り扱うデータをいう。

(対象とする脅威)

第3条 情報資産に対する脅威は、次に掲げるものを基本とする。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃その他のサイバー攻撃、部外者の侵入その他の意図的な要因による情報資産の漏えい、破壊、改ざん及び消去、重要情報の搾取並びに内部不正
- (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、情報システムにおける設計及び開発の不備、プログラム上の欠陥、操作及び設定ミス、メンテナンス不備、内部及び外部監査機能の不備、委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障その他の非意図的的要因による情報資産の漏えい、破壊及び消去
- (3) 地震、落雷、火災その他の災害による業務の停止
- (4) 大規模又は広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全
- (5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶その他のインフラの障害からの波及

(適用範囲)

第4条 基本方針は、企業長、議会及び監査委員の事務部局が保有する情報資産を取り扱う全ての職員等に適用する。

(職員等の義務)

第5条 職員等は、情報セキュリティの重要性を認識するとともに、情報資産を取り扱うに当たっては、関係法令及び基本方針を遵守するものとする。

(情報セキュリティの管理体制)

第6条 事務局長は、第1条の目的を達成するために必要な体制の整備に努めるものとする。

(情報セキュリティ監査及び自己点検の実施)

第7条 基本方針の遵守状況を検証するため、必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施するものとする。

(基本方針の見直し)

第8条 情報セキュリティ監査及び自己点検の結果並びに情報セキュリティに関する状況の変化に対応するために対策が必要となった場合は、基本方針の見直しを実施するものとする。